

2020年国勢調査第3次試験調査 実施計画（案）

1 調査の名称

2020年国勢調査第3次試験調査

2 調査の目的

2020年国勢調査実施計画の立案に当たり、これまでの試験調査結果を踏まえ、調査方法、調査事項、調査票の設計等についての最終的な検証を行うとともに、地方公共団体における同調査の実施事務の準備に資することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

都道府県庁所在市及び都道府県庁所在市以外の政令指定都市（東京都の特別区（1区）を含む）の52市区

(2) 属性的範囲

前記(1)記載の範囲に常住する者（ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。）

4 報告を求める者

(1) 数

約28,000世帯（母集団数：約620万世帯）

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

調査実施市区に属する平成27年国勢調査調査区から市区が調査区を選定し、総務省において他の統計調査との重複排除の調整を行った上で520調査区を決定する。当該調査区内の上記3(2)の属性的範囲に該当する全ての者を対象とする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

調査区ごとに、OCR（光学式文字読取）調査票（A4判変形両面）を用いて、次の事項を調査する（調査票様式については別紙のとおり）。

※1 調査票は、1枚に世帯員4名まで記載できるものを用いる。

※2 下記②ア「世帯の種類」及び同エ「住宅の建て方」については、調査員による他計報告（国勢調査オンライン調査システムを利用して報告する場合を除く。）

① 世帯員に関する事項（15項目）

ア 氏名

エ 世帯主との続柄

イ 男女の別

オ 配偶の関係

ウ 出生の年月

カ 国籍

- | | | | |
|---|------------------|---|-------------------|
| キ | 現在の住居における居住期間 | シ | 仕事の種類 |
| ク | 5年前の住居の所在地 | ス | 従業上の地位 |
| ケ | 在学、卒業等教育の状況 | セ | 従業地又は通学地 |
| コ | 就業状態 | ソ | 従業地又は通学地までの利用交通手段 |
| サ | 所属の事業所の名称及び事業の種類 | | |
- ② 世帯に関する事項（4項目）
- | | | | |
|---|-------|---|--------|
| ア | 世帯の種類 | ウ | 住居の種類 |
| イ | 世帯員の数 | エ | 住宅の建て方 |

(2) 基準となる期日又は期間

2019年6月13日午前零時現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

① 調査票等の配布

総務省－都道府県－市区－指導員－調査員（又は民間事業者^{※1}）－報告者
 ※1 報告者（以下「世帯」という。）が居住する住居・施設等の管理者で、市区から調査員業務の委託を受けた事業者

② 調査票の提出

世帯－調査員（又は民間事業者^{※2}）－市区－都道府県－総務省
 なお、下記6(2)のオンライン調査によって回答する場合、世帯は調査員、指導員市区及び都道府県を経由せず直接総務省へ提出する。

※2 世帯が居住する住居・施設等の管理者で、市区から調査員業務の委託を受けた事業者又は総務省が委託した回答状況把握等の実査に係るサポート業務を実施する事業者（以下「民間サポート事業者」という。）

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

調査は、オンライン回答の期間を、調査員提出・郵送提出の期間に先行して設定する方法により実施する。

ア 調査員（民間事業者を含む。以下同じ。）は、担当する調査区内を巡回し、当該調査区の範囲を確認し『調査区要図』を作成する。

イ 調査書類一式¹の配布期間（5月27日から6月2日まで）に、調査員は、担当する調査区内の全世帯を訪問し、面接の上で調査票等の調査書類一式を配布するとともに、調査世帯一覧（以下「一覧」という。）を作成するために世帯主の氏名及び世帯員の数（男女の別を含む。）を聴取し、一覧に必要な事項を記入する。

¹ 調査書類一式は、世帯がオンライン回答に利用するID等を記載した『インターネット回答利用ガイド』及び調査票等を『調査書類収納封筒』に封入した上で配布する。

なお、不在世帯については、日・時間を変えて再度訪問することとするが、それでも面接することができない世帯に対しては、調査書類一式を郵便受けに入れるなどして配布する。この場合、一覧に必要な事項は、調査票回収時における面接の際に聴取して記入する。

ウ 調査期日までの期間（5月27日から6月12日まで）は、世帯は、オンライン回答のみを行うことができる。

エ 世帯は、当初回収期間（6月13日から6月19日まで）において、オンラインにより提出、郵送により提出又は調査員へ提出する方法のいずれかを選択し、回答を行う。

オ 調査期日後（6月13日から15日まで）、調査員は、全世帯に回答状況確認リーフレットを郵便受けに入れるなどして配布する。

カ 6月20日以降、調査員は市区又は指導員から伝達された回答済世帯の情報により、回答の済んでいない世帯（以下「調査票未提出世帯」という。）を特定する。

キ 未提出回収期間（6月20日から6月27日まで）に、調査員は、上記カで特定した調査票未提出世帯を訪問し、面接の上で、調査票の提出状況を確認し、調査票を回収する。

ク 未提出回収期間以降、調査票未提出があった場合、調査員は、次の方法により、当該世帯から調査票の回収等を行う。

- ・ 調査票未提出世帯を訪問し、面接の上、調査票を回収する。調査票未提出世帯が不在の場合は、再度訪問するなどして世帯との面接に努める。
- ・ 世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合は、市区又は指導員に連絡の上、その指示に基づき、近隣の世帯からの協力を得て、氏名、男女の別及び世帯員の数の3項目を聴取し、調査票及び一覧への記入を行う（聞き取り調査）。
- ・ 聞き取り調査を行った世帯に対し、『調査票提出のお願い』（督促状）及び調査票等を郵便受けに入れるなどして配布する。

ケ 調査員は、調査票等を整理の上、市区に提出する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1 回限り

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

2019年5月23日～2019年7月8日

8 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

2020年国勢調査の実施に向け、統計委員会における審議資料及び総務省統計局で開催される外部有識者からなる研究会の資料としてインターネットへの掲載により公表する。

(2) 公表の期日

2019年9月以降に開催される統計委員会及び11月に開催される研究会で公表する。

9 使用する統計基準

本人の仕事の内容等について格付の可否を検証するため、日本標準産業分類及び日本標準職業分類を利用する。

10 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2022年3月まで	総務省統計局長
調査世帯一覧		
調査区要図		
市区要計表		
都道府県要計表		
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永年	

2020年国勢調査第3次試験調査の主要日程(案)

時期	世帯	調査員	指導員	市区	都道府県
4月中旬～下旬				地方別事務打合せ会出席	地方別事務打合せ会開催
5月上旬～中旬		調査員事務打合せ会出席	指導員事務打合せ会出席 調査員事務打合せ会出席	指導員事務打合せ会開催 調査員事務打合せ会開催	指導員事務打合せ会出席 調査員事務打合せ会出席
5/23～5/26		受持ち調査区の確認 『調査区要図』の作成			
5/27～6/19	調査書類の受取 オンライン回答開始	調査関係書類の配布(『インターネット回答利用ガイド』、『調査票』等) 『調査世帯一覧』の作成			
6/13	調 査 期 日				
6/13～	調査票の提出開始 (郵送又は調査員分)	調査票の回収(調査票提出世帯)		(民間による第3次試験調査に係る支援) 『郵送提出用封筒』のQRコード読み取り、仕分け、梱包、市区への発送(～7月下旬)	
6/13～6/15		回答状況確認リーフレットの配布			
～6/19	当 初 回 収 期 限				
6/20～6/25		オンライン回答世帯及び郵送提出世帯の特定 『調査世帯一覧』への反映	オンライン回答世帯及び郵送提出世帯の特定及び調査員への伝達		
～6/27	未 提 出 回 収 期 限				
6/28～7/2	調査票の提出 (未提出世帯のみ)	聞き取り調査 調査票及び『督促状』(調査票の提出のお願い)等の配布 『調査世帯一覧』の補完(聞き取り)			
～7/2	督 促 回 収 期 限				
7/3～7/8		回収した調査票、『調査世帯一覧』等の検査 回収した調査票、『調査世帯一覧』等の市区への提出	調査員からの調査書類受領		
7月上旬～中旬			調査票等の審査	調査票等の審査 調査書類審査会開催 市区町村計表作成	調査書類審査会出席
7月中旬		調査員報告会出席	指導員報告会出席 調査員報告会出席	指導員報告会開催 調査員報告会開催	指導員報告会出席 調査員報告会出席
7月中旬				市区事後報告会出席	市区事後報告会開催
7月下旬				調査書類の都道府県への提出	調査書類の統計局への提出
8月上旬～中旬					都道府県事後報告会出席(統計局開催)

別紙

(案)

秘 一般統計調査



2020年国勢調査 調査票
第3次試験調査

この調査は、統計法に基づき政府が実施する統計調査です。
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

2019年6月13日 総務省統計局

世帯について
(調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目のみに記入してください)

1 世帯員の数
・ふだん住んでいる人
全員の人数を書いてください

総数 男 女

2 住居の種類
持ち家 都道府県・市区町村等の賃貸住宅 都市再生機構・公社等の賃貸住宅 民営の賃貸住宅 給与住宅(社宅・公務員住宅など) 住宅に間借り 会社等の独身寮・寄宿舎 その他

数字の記入例

たて線1本 すきまをあける としる 記入は黒の鉛筆で

はねない 上につきぬける 角をつける

○数字を記入する場合は、わくの中に右づめで書いてください。
○記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。

「調査票の記入のしかた」を参照して黒い太わくの中に記入してください

世帯員全員について (世帯員ごとに記入してください)

3 氏名及び男女の別
・ふだん住んでいる人をもれなく書いてください

4 世帯主との続き柄
・世帯主の配偶者(妻又は夫)の祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ祖父母・兄弟姉妹を含めます
・孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹を含めます

5 出生の年月
・該当する元号又は西暦に記入したうえで年及び月を書いてください
・年を西暦で記入する場合は西暦年の4桁を書いてください

6 配偶者の有無
・届出の有無に関係なく記入してください

7 国籍
・国籍を記入し外国の場合は国名も書いてください

8 現在の場所に
住んでいる期間
・生まれてから引き続き現在の場所に住んでいる場合は 出生時から のみに記入してください

9 5年前(平成26年6月13日)にはどこに住んでいましたか
・平成26年6月13日より後に生まれた人については 出生後にふだん住んでいた場所を記入してください
・5年前に 同じ市内の他の区に住んでいた場合は 他の区・市町村に記入してください
・他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も書いてください
(東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで)

電話番号 (わからないことがあった場合 問合せに利用いたします) → → → → → ウラ側(第2面)も記入してください → → → → →

調査員記入欄

世帯の種類 一般世帯(一人世帯 会社等の独身寮の入居者を含む) 学校の寮・寄宿舎の学生・生徒 病院・療養所の入院者 老人ホーム等の社会施設の入所者 その他

住宅の種類 一戸建 長屋建(テラスハウスを含む) 共同住宅(アパート・マンションなど) その他

住居の種類 建物全体の階数 階建 階 事務使用欄 行 世一〇

市区町村コード 4 8 1 0 1 調査区番号 9 9 - 1 - 9 世帯番号 1

この世帯の調査票 枚のうち 枚目

